



平成 26 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社多摩川ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 榎沢 徹
(コード 6 8 3 8、J A S D A Q)
問合せ先
役職・氏名 経 営 管 理 部 後田 晃宏
(TEL. 0 3 - 6 4 3 5 - 6 9 3 3)

業務資本提携契約の締結、第三者割当による新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 8 日開催の取締役会において、伊勢彦信氏（以下「伊勢氏」という。）並びにリーテイルブランディング株式会社（以下「リーテイル社」という。）及びリーテイル社の代表取締役社長である秋元之浩氏（以下「秋元氏」という。）との間で業務資本提携契約（以下「本業務資本提携契約」といい、本業務資本提携契約による業務資本提携を「本業務資本提携」という。）の締結及び第三者割当による新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の発行（以下「本第三者割当」という。）を行うこと（以下「本資金調達」という。）を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

I. 業務資本提携の概要

1. 業務資本提携の理由

①当社グループを取り巻く事業環境

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(株式会社多摩川ホールディングス)、子会社 8 社により構成されており、電子・通信用機器事業及び太陽光エネルギー事業を主たる業務としております。

太陽光エネルギー事業につきましては、主要な商品として、太陽光モジュールをはじめパワーコンディショナ、その他付属設備を、太陽光発電システムとして事業会社に対して販売を行う太陽光システム販売事業と、自社グループで太陽光発電所を建設し、当該発電所で発電した電力を電力会社に対して販売する太陽光発電所事業の 2 つの事業を行っております。

現在、世界のエネルギー市場においては、温室効果ガスである CO2 の削減、将来的なエネルギー供給の安定化などの観点から、化石燃料の利用を抑え、より安全でクリーンな再生可能エネルギーの普及拡大機運が高まってきております。中でも太陽光発電はこれらの問題解決の中心的なオプションの一つとして取り上げられ、各国競うように太陽光発電所の設置が進められております。特に我が国では、福島第一原子力発電所事故を経験したことにより、エネルギー政策における代替エネルギーへの転換が急務として叫ばれ、平成 24 年 7 月 1 日に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）が施行されました。

同法は、欧州で独立発電業者（IPP）の新規参入を増加させたフィード・イン・タリフ（FIT）制度と類似した電力（太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマスをを用いて発電された電力）全量買取制度を導入すること及び買取りに要した費用に充てるため各電気事業者がそれぞれの需要家に対し賦課金の支払を請求することを認めること等を内容とする法律であります。同法の施行により、日本における太陽光発電市場は大きく促進されて参りました。

太陽光発電所は、再生可能エネルギー特別措置法の施行により、一般事業者が太陽光発電所を運営し、発電した電力全量買取制度により電力会社へ 20 年間固定の価格（太陽光（10Kw 以上）の場合、平成 24 年度参入者は 40 円＋税、平成 25 年度参入者は 36 円＋税、平成 26 年度参入者は 32 円＋税）で販売できる事業です。これにより、太陽光発電所事業は、安定的な収益につながる事業として期待しております。

当社グループは、平成 22 年 10 月に太陽光エネルギー事業を新規事業として立ち上げて以降、平成 24 年 7 月には太陽光発電所事業を開始し、平成 25 年 6 月からは山口県下関市のメガソーラー発電所において売電を開始する等、将来的には当社グループの中核とすべく事業を推進して参りました。

なお、当社の平成 26 年 3 月期第 3 四半期累計期間における、太陽光システム販売事業及び太陽光発電所事業のセグメント業績の概要は以下のとおりでございます。

太陽光システム販売事業は、「再生可能エネルギー特別措置法」施行以来、徐々に太陽光発電システム販売の受注が増加したのと同時に、営業の効率化に向けた改善活動を行ったことにより、平成 26 年 3 月期第 3 四半期累計期間における受注高は 739 百万円（前年同期比 271.4%増）、売上高 466 百万円（前年同期比 179.1%増）、セグメント利益は 32 百万円（前年同期はセグメント損失 29 百万円）となりました。

太陽光発電所事業は、平成 26 年 3 月期第 3 四半期連結累計期間におきまして、山口県下関市において建設を進めてきたメガソーラー発電所が完成したことにより売電が開始され、当該発電所における売電収入は平成 25 年 7 月から計上されましたが、その他太陽光発電所案件の初期費用等が先行支出したことにより、売上高 36 百万円（前年同期は売上高計上なし）、セグメント損失は 21 百万円（前年同期はセグメント損失 3 百万円）となりました。

なお、下関市メガソーラー発電所については計画通り順調に売電しており、収益は好調に推移する見込みであります。

<山口県下関市のメガソーラー発電所の概要>

所 在 地	山口県下関市豊浦町大字川棚字石塔 1480 番 14、1474 番 77
用 途	メガソーラー発電所（面積：24,081.07 m ² ）
設置 Kw 数	約 1.5 メガワット（1,500Kw）
初年度発電量	1,960,685 kwh

上記のメガソーラー発電所の他、平成 25 年 5 月 29 日付「固定資産の賃借によるメガソーラー用地確保に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市でメガソーラー用地を確保し、現在はメガソーラー発電所の建設の準備を進めております。また、平成 25 年 9 月 13 日付「長崎県南島原市メガソーラー発電所の売電開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県南島原市でメガソーラー発電所の約 1 メガへの拡張を図り、現在、建設を行っております。なお、メガソーラー用地の概要は以下のとおりです。また、設置 Kw 数は 1 メガワットに満たないものではありませんが、福岡県筑紫郡の「筑紫ヶ丘ゴルフクラブ」及び当社子会社の本社屋においても太陽光発電システムを設置し、太陽光発電所事業を推進しております。

<長崎県五島市のメガソーラー用地の概要>

所在地	長崎県五島市吉久木町字 3 番町頭 660 番 1 他
用途	メガソーラー発電所（面積：約 10 ヘクタール）
設置 Kw 数	約 6 メガワット（6,000Kw）

<長崎県南島原市のメガソーラー発電所の概要>

所在地	長崎県南島原市深江町乙池下 1303-1 他
敷地面積	メガソーラー発電所（面積：約 10 ヘクタール）
設置 Kw 数	約 49Kw（平成 25 年 9 月より売電開始、現在約 1,000Kw へ拡張工事中）

②ISE パワー社を通じた当社グループにおける太陽光発電所事業の実施

上記のとおり、太陽光発電所事業を当社グループの中核とすべく、そのノウハウを蓄積しながら太陽光発電所事業を推進して参りました。今後は、当社グループとして太陽光発電所事業への取り組みを更に加速し、収益事業として拡大させることを念頭においております。

太陽光発電所事業を推進し、拡大していくためには、太陽光発電に必要なパネルを設置する土地を確保する必要がある、高い発電効率を確保するため、日照量の高い平面で広い土地を探していたところ、リーティ

ル社の取締役であり、かつ、当社の発行済株式数の 1.54%を保有する株主より当社代表取締役社長榊沢徹が、集中購買システムの支援等を事業として行うリーテイル社の秋元氏を紹介頂き、秋元氏より伊勢氏を紹介頂きました。なお、伊勢氏はリーテイル社の取締役であり、また秋元氏はイセ食品社の取締役であります。

当社は、太陽光発電所を設置する土地の確保や、太陽光発電所事業を更に拡大していくための方策等について、伊勢氏及び秋元氏との間で協議及び検討を行い、当社グループは、更なる太陽光発電所事業の推進及び拡大を図るため、伊勢氏を通じてその関係法人 6 社より太陽光発電所の土地（1 kWh 当たりの売電価格を 36 円として申請し、既に経済産業大臣より再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、各電力会社に対して売電に係る申請が完了している土地が 10 県 27 箇所、地積合計で 1,419,964 m²であり、これらの土地には、合計 76.5 メガワット相当の太陽光発電設備建設が見込まれます（現状の建設計画として、平成 27 年 3 月末までに 8.5 メガワット相当、平成 28 年 5 月末までに 68 メガワット相当の工事完成を目標としております。）。また、この他に 1 kWh 当たりの売電価格を 32 円として経済産業大臣に対し上記認定を申請中の土地も 30 箇所あります。）の利用権（賃借権又は地上権）を確保できる見込みであることから、これらの土地での太陽光発電所事業において当社グループとして収益性が見込めるため、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏と共同で太陽光発電所事業（以下「本件共同事業」といいます。）を進めていくこととし、事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて当社に出資を頂き当社との提携関係を強化しつつ、当社に出資して頂いた資金を本件共同事業に充当するため、本業務資本提携契約を締結の上、本新株予約権を引き受けて頂くこととなりました。

その結果、本日付「I S E パワー株式会社の株式取得（持分法適用関連会社化）に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、伊勢氏、リーテイル社、及びリーテイル社の子会社で秋元氏が代表取締役を務めるアールビー・フーズ株式会社（住所：東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号）（以下「アールビー社」という。）により再生可能エネルギーによる発電及び売電に関する事業を行う法人として平成 26 年 4 月に設立された ISE パワー株式会社（「ISE パワー社」という。）の発行済株式総数のうちアールビー社の所有する 210 株（保有割合にして 35%）（以下「本件 ISE パワー社株式」という。）を平成 26 年 5 月 29 日付で当社が本新株予約権の発行により調達した資金の一部でアールビー社から買い取り、伊勢氏及びリーテイル社と共同で ISE パワー社に出資し、本件共同事業を行うことといたしました（当社は、アールビー社の設立に際してアールビー社が現実の払込みを受けていることを確認しております。また、当社は、本新株予約権の発行により現実に払い込まれる資金により本件 ISE パワー社株式をアールビー社から買い取る予定です。）。

伊勢氏が代表取締役会長兼社長を務めるイセ食品株式会社（以下「イセ食品社」という。）並びに伊勢氏及びイセ食品社と資本関係及び人的関係のある会社（イセ食品社と合わせて、以下「イセ食品グループ」と総称する。）は、太陽光発電設備を設置可能な用地を保有しており、リーテイル社は、本件事業に必要な、再生可能エネルギー発電設備の認定（以下「本件認定」という。）の通知を経済産業大臣より受けております（なお、認定日は用地毎に異なりますが、いずれの用地に係る認定日も平成 26 年 3 月 20 日から同月 31 日までの間のいずれかの日となっております。）。リーテイル社が経済産業大臣より通知を受けた上記認定は、いずれも、1 kWh 当たりの売電価格を 36 円として申請した用地に係るものであり、1 kWh 当たりの売電価格を 32 円とする用地につきましては、現状、申請中であります。なお、本業務資本提携契約に基づき、各用地について、各電力会社に対し売電に係る本申請を行う前又は行った後速やかに、リーテイル社は、上記各認定について、発電事業者名（発電事業者としての地位）を ISE パワー社に変更する旨の軽微変更届出書を、再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業大臣に対して提出し、その受理を受けることとなっております。また、当社は、これまで本件事業を行う中で、本件事業に関する豊富な知識と経験を培ってきました。

伊勢氏は、イセ食品グループを通じて本件共同事業に必要な用地を ISE パワー社に対して提供することにより、リーテイル社は、本件認定における発電事業者名（発電事業者としての地位）を ISE パワー社に変更することにより、また、当社は、これまで培ってきた本件事業に係る豊富な経験と知見を ISE パワー社に対して提供することにより、本件共同事業に貢献する予定です。

このように、当社グループ、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏が、それぞれの資産又は知見を生かして ISE パワー社に経営資源を集中させ、本件共同事業を推進することで、当社グループは、これまで以上に効率的に太陽光発電所事業による収益を獲得することができると見込んでおります。なお、本業務資本提携契約の当事者間で別途合意した場合には、本件共同事業を、ISE パワー社の子会社又は孫会社に該当する特別目的会社により営む可能性もありますが、現時点では確定していないため、全て ISE パワー社において本件共同事業が行われることを前提として以下記載しております。

なお、本件共同事業において太陽光発電施設を建設することにより、ISE パワー社が得られる 1 メガワッ

ト当たりの当社想定標準の収益等の予測は下記のとおりとなります。

	ISE パワー社での本件共同事業において必要となる総資金のうち、ISE パワー社が 70%を外部の金融機関等から借入れ、30%を自己資金により調達した場合	ISE パワー社での本件共同事業において必要となる総資金のうち、ISE パワー社が 80%を外部の金融機関等から借入れ、20%を自己資金により調達した場合	ISE パワー社での本件共同事業において必要となる総資金のうち、ISE パワー社が 90%を外部の金融機関等からの借入れ、10%を自己資金により調達した場合
自己資金金額	97,500,000 円	65,000,000 円	32,500,000 円
ISE パワー社の売上高 (20 年間累計)	763,000,000 円	763,000,000 円	763,000,000 円
ISE パワー社の経常利益 (20 年間累計)	233,000,000 円	227,000,000 円	221,000,000 円
ISE パワー社の経常利益率	30.6%	29.8%	28.97%
ISE パワー社の純キャッシュ獲得額 (20 年間累計)	330,000,000 円	290,000,000 円	250,000,000 円

(注)1. 上記数値は 1 kWh 当たりの売電価格を 36 円と想定し、太陽光発電所 1 メガワットで当たり得られる収益予想の概算額であります。

2. 総建設コストは 1 メガワット当たり 325,000,000 円を想定しております。

3. ISE パワー社の自己資金には、伊勢氏、リーテイル社、当社からの出資または融資を含みます。当社の ISE パワー社に対する議決権割合は 35%を想定しております。また、ISE パワー社の自己資金金額以外の資金は金融機関等からの借入調達を想定しており、借入期間は 15 年、金利 2.5%を想定し、上記金額の算定をしております。

4. 当社の ISE パワー社に対する議決権割合は当初 35%ですが、当社に帰属する収益の割合については、当社と伊勢氏及び秋元氏との間の本業務資本提携契約において、ISE パワーへの追加の資金支出・支出割合は都度協議のうえ決定することとしているため、現時点では確定しておりません。

5. 上記金額は、現時点における当社の計画や当該計画に基づく予測であり、金融機関等からの借入の具体的な条件や工事請負業者等との間で工事請負契約等の条件について決定したものはなく、金融機関等からの借入の条件、ISE パワー社が借り受け又は地上権の設定を受ける土地の整地状況や太陽光発電施設の設計計画等により変動する可能性があります。

③資金調達方法

本件共同事業は、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏との共同で行うものであることから、その事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて本件事業に関するノウハウ及び情報を有する当社に出資を頂き当社との提携関係を強化していただくことになり、当社はその資金を本件共同事業に充当することになります。本件共同事業における伊勢氏及び秋元氏は、当社を通じて ISE パワー社に出資をすることで、将来的に事業規模を拡大した場合に、当社の企業価値の向上及び帰属収益も増加させることが期待でき、また、当社は当社の ISE パワー社に対する一定の議決権割合を維持できることから、伊勢氏及び秋元氏から資金調達を行うことが望ましいと判断いたしました。

そして、当社が本件共同事業に参画するに当たっては、当初、当社が本件 ISE パワー社株式をアールビー社から譲り受ける資金が必要となる他、ISE パワー社における本件共同事業の進捗に伴って、継続的に ISE パワー社に対し出資する資金が必要となりますが、ISE パワー社の事業計画は本件共同事業の進捗状況に応じて徐々に支出が予定されているところ、株主資本の増加をもたらす資金調達による場合、既存株主の皆様における株式価値の希薄化が発生することから、本件共同事業の進捗に応じて資金調達を行うことにより、希薄化の影響を低減することが望ましいと考えております。また、伊勢氏及び秋元氏としても、本件共同事業の進捗に応じて資金の払込みを行いたいという希望もありました。そこで、当社は、伊勢氏及び秋元氏との協議により、本件共同事業の進捗に応じて資金調達を行うことが可能となるようにするため、本新株予約

権の発行により資金調達を行うことが最適であるとの判断に至りました。なお、本業務資本提携契約書に伊勢氏及び秋元氏の役割として本新株予約権の引受け及び払込みを行うこと、及び、本件共同事業の進捗上、必要となる資金額につき本新株予約権の行使を行うことが規定されていることから、伊勢氏及び秋元氏は、本業務資本提携契約書の定めに従い、株価に関係することなく本新株予約権の行使とその行使による資金調達は行われるものと判断しております。なお、本件共同事業の進捗上、必要となる資金額については、ISE パワーにおいて本件事業に係る資金調達の必要が生じた都度協議のうえ調達方法・内容を決定することとしております。

以上のとおり、当社は、本件共同事業の円滑な遂行及び ISE パワー社の拡大と発展が期待できると判断したことから、伊勢氏、リーテイル社及び秋元氏が、それぞれの資産又は知見を生かして ISE パワー社に経営資源を集中させ、本件共同事業を推進することとし、事業パートナーの中核となる伊勢氏及び秋元氏には、本件共同事業の進捗状況に応じて当社に出資を頂き当社との提携関係を強化しつつ、当社に出資して頂いた資金を本件共同事業に充当するため、本業務資本提携契約を締結の上、伊勢氏及び秋元氏を割当予定先として本第三者割当を実施することといたしました。

なお、当社は、伊勢氏との間で本第三者割当の割当予定先に関して協議を進める中で、伊勢氏から、同氏を本第三者割当の割当予定先とし、イセ食品グループ各社との窓口を同氏に一本化することについて提案を受けました。当社としましても、イセ食品グループ各社及び当社の交渉・連絡等の負担を軽減することができるというメリットもあることから、かかる伊勢氏の提案を受け入れるに至りました。また、当社は、秋元氏との間で本第三者割当の割当予定先に関して協議を進める中で、秋元氏から、経済産業大臣より本件認定を受けているリーテイル社及び当社が本件 ISE パワー社株式を譲り受ける先であるリーテイル社の子会社のアールビー社の両社の代表者である同氏を割当予定先とし、リーテイル社及びアールビー社との窓口を同氏に一本化することについて提案を受けました。当社としましても、リーテイル社及びアールビー社並びに当社の交渉・連絡等の負担を軽減することができるというメリットもあることから、かかる秋元氏の提案を受け入れるに至りました。

2. 業務資本提携の内容等

(1) 業務提携の内容

本業務資本提携における業務提携の主な内容は、以下のとおりです。

- ① 本業務資本提携における伊勢氏の役割について
 - イ. イセ食品グループをして、本件共同事業のために利用する土地を提供させること。
 - ロ. 本新株予約権の引受け及び行使により当社に対し資金拠出することにより、ISE パワー社の資金調達に協力すること。
- ② 本業務資本提携におけるリーテイル社の役割について
 - イ. 本件認定における発電事業者名（発電事業者としての地位）を、リーテイル社から ISE パワー社に変更すること。
 - ロ. アールビー社が所有する本件 ISE パワー社株式を、平成 26 年 5 月 29 日付けで総額 10,500,000 円にて当社に譲渡させること。
- ③ 本業務資本提携における秋元氏の役割について
 - イ. 上記②におけるリーテイル社の義務を、リーテイル社をして履行させること。
 - ロ. 本新株予約権の引受け及び行使により当社に対し資金拠出することにより、ISE パワー社の資金調達に協力すること。
 - ハ. アールビー社が所有する本件 ISE パワー社株式を平成 26 年 5 月 29 日付けで総額 10,500,000 円にて当社に譲渡させること。
- ④ 本業務資本提携における当社の役割について
 - イ. ISE パワー社による本件事業の円滑な遂行及び ISE パワー社の拡大と発展を実現するため、当社が保有する本件事業に関するノウハウ及び情報を、ISE パワー社に対して提供すること。
 - ロ. 伊勢氏及び秋元氏に対して本新株予約権を発行し、その発行並びに行使により調達した手取金を、原則、本件共同事業のために使用すること。
 - ハ. 伊勢氏及び秋元氏に対して本新株予約権が割り当てられることを条件として、アールビー社が所有

する本件 ISE パワー社株式をリーテイル社から買い取ること。

(2) 相手方に新たに取得される株式の数及び発行済株式数に対する割合

資本提携の相手方に取得される新株予約権の概要は、以下のとおりです。なお、詳細につきましては、下記「Ⅱ．第三者割当により発行される新株予約権の募集」をご参照ください。

氏名	本新株予約権の個数	本新株予約権の目的となる当社普通株式の数	本新株予約権が全て行使された場合の、本日付の発行済株式総数に対する割合
伊勢 彦信	12,377 個	12,377,000 株	30.0%
秋元 之浩	2,062 個	2,062,000 株	5.0%
合計	14,439 個	14,439,000 株	35.0%

(3) 相手先と共同で出資する会社の概要

(1) 名称	ISE パワー株式会社
(2) 所在地	東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号
(3) 役員の役職・氏名	取締役会長 伊勢 彦信 代表取締役 秋元 之浩 取締役 伊勢 節子 監査役 今井 薫
(4) 事業内容	再生可能エネルギーによる発電及び売電に関する事業等
(5) 資本金	30,000,000 円
(6) 設立年月日	平成 26 年 4 月 3 日
(7) 決算期	毎年 3 月末
(8) 出資比率	伊勢彦信 180 株 (30%) リーテイルブランディング株式会社 180 株 (30%) アールビー・フーズ株式会社 240 株 (40%)

(注) 平成 26 年 4 月 3 日に設立されたため、純資産及び総資産は資本金の金額とほぼ同額であります。

3. 本業務資本提携の相手先の概要

①伊勢氏

(1) 氏 名	伊勢 彦信
(2) 住 所	富山県高岡市
(3) 職 業 の 内 容	会社役員 (注)
(4) 上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	該当事項はありません。ただし、下記「Ⅱ．第三者割当により発行される新株予約権の募集」に記載のとおり、平成 26 年 5 月 29 日付で、本新株予約権を伊勢氏に割り当てる予定であります。

(注) 伊勢氏が会社役員を務める主要な法人は次のとおりです。

(1)	名 称	イセ食品株式会社		
(2)	所 在 地	埼玉県鴻巣市箕田 3440		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼社長 伊勢 彦信		
(4)	事 業 内 容	鶏卵及び鶏卵加工品の製造・販売		
(5)	資 本 金	10,000,000 円		
(6)	設 立 年 月 日	昭和 46 年 6 月 5 日		
(7)	大株主及び持株比率	伊勢彦信 75%		
(8)	上場会社と当該会社 との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
		人 的 関 係	該当事項はありません。	
		取 引 関 係	該当事項はありません。	
		関連当事者へ の該当状況	該当事項はありません。	
(9)	当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態（単体）			
	決算期	平成 24 年 1 月期	平成 25 年 1 月期	平成 26 年 1 月期
	純 資 産	2,629 百万円	2,156 百万円	2,226 百万円
	総 資 産	22,297 百万円	21,266 百万円	21,994 百万円
	1 株 当 た り 純 資 産	1,114,843 円	1,063,311 円	1,099,709 円
	売 上 高	35,426 百万円	34,981 百万円	37,957 百万円
	営 業 利 益	1,062 百万円	124 百万円	19 百万円
	経 常 利 益	794 百万円	83 百万円	23 百万円
	当 期 純 利 益	83 百万円	227 百万円	62 百万円
	1 株 当 た り 当 期 純 利 益	4,144 円	11,346 円	3,114 円
	1 株 当 た り 配 当 金	100 円	100 円	100 円

②リーテイル社

(1)	名 称	リーテイルブランディング株式会社		
(2)	所 在 地	東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号 北青山吉川ビル		
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 秋元 之浩		
(4)	事 業 内 容	集中購買システムの支援、小売業向け商品の開発及び販売、店舗デザイン・企画及び設計施工、不動産仲介、企業・事業の M&A 仲介		
(5)	資 本 金	391,180,330 円		
(6)	設 立 年 月 日	平成 12 年 8 月 28 日		
(7)	大株主及び持株比率	秋元 之浩 78.7%		
(8)	上場会社と当該会社との間の関係	資 本 関 係	該当事項はありません。	
		人 的 関 係	該当事項はありません。	
		取 引 関 係	該当事項はありません。	
		関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	
(9)	当該会社の最近 3 年間の経営成績及び財政状態（単体）			
	決算期	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
	純 資 産	47 百万円	159 百万円	219 百万円
	総 資 産	811 百万円	1,321 百万円	1,784 百万円
	1 株 当 た り 純 資 産	6,052 円	20,271 円	28,134 円
	売 上 高	2,459 百万円	3,014 百万円	4,210 百万円
	営 業 利 益	1 百万円	39 百万円	52 百万円
	経 常 利 益	△3 百万円	36 百万円	45 百万円
	当 期 純 利 益	12 百万円	109 百万円	54 百万円
	1 株 当 た り 当 期 純 利 益	1,549 円	13,957 円	6,965 円
	1 株 当 た り 配 当 金	－ 円	－ 円	－ 円

③秋元氏

(1)	氏 名	秋元 之浩
(2)	住 所	東京都世田谷区
(3)	職 業 の 内 容	会社役員
(4)	上 場 会 社 と 当該個人との間の関係	該当事項はありません。ただし、下記「Ⅱ．第三者割当により発行される新株予約権の募集」に記載のとおり、平成 26 年 5 月 29 日付で、本新株予約権を秋元氏に割り当てる予定であります。

4. 日 程

(1)	取 締 役 会 決 議 日	平成 26 年 5 月 8 日
(2)	契 約 締 結 日	平成 26 年 5 月 9 日
(3)	業 務 資 本 提 携 開 始 日	平成 26 年 5 月 29 日（予定）（注）

(注) 下記「Ⅱ．第三者割当により発行される新株予約権の募集」に記載のとおり、平成 26 年 5 月 29 日は本新株予約権の第三者割当に係る払込期日であり、割当予定者からの払込が完了することを条件に、本業務資本提携の効力が発生することとなります。

5. 今後の見通し

本業務資本提携による当社の当期の連結業績に与える影響は精査中でありますので、当期の業績予想に開示すべき変動がある場合には、速やかにお知らせいたします。

Ⅱ．第三者割当により発行される新株予約権の募集

1．募集の概要

＜本新株予約権発行の概要＞

(1) 割当日	平成 26 年 5 月 29 日 (木)
(2) 新株予約権の総数	14,439 個 (新株予約権 1 個当たり 1,000 株)
(3) 発行価額	新株予約権 1 個当たり 7,918 円 (総額 114,328,002 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	14,439,000 株
(5) 調達資金の額	4,648,174,002 円 (差引手取概算額 : 4,622,174,002 円) (内訳) 新株予約権の発行による調達額 : 114,328,002 円 新株予約権の行使による調達額 : 4,533,846,000 円
(6) 行使価額	1 株あたり 314 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法による。 (割当予定先) 伊勢 彦信 12,377 個 秋元 之浩 2,062 個
(8) その他	本新株予約権については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力発生を条件といたします。 本新株予約権は、MSCB や MS ワラントと異なり、行使価額の修正条項はなく、交付株式数は一定です (行使価額の調整により調整を行う際には行使価額及び交付株式数が調整される場合があります。)

2．募集の目的及び理由

上記「Ⅰ．業務資本提携の概要 1．業務資本提携の理由」に記載のとおりです。

3．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額 (本新株予約権の行使価額の総額を含む)	4,648,174,002 円
内訳 (本新株予約権の発行による調達額)	114,328,002 円
(本新株予約権の行使による調達額)	4,533,846,000 円
② 発行諸費用の概算額	26,000,000 円
差引手取概算額	4,622,174,002 円

(注) 1．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2．発行諸費用は、登録免許税 1,626 万円、弁護士費用 350 万円、新株予約権の第三者機関による価値評価費用 277 万円、証券代行手数料 209 万円、属性調査費用 30 万円等を合計したものであります。

3．本新株予約権の行使期間内にその全部または一部につき行使が行われない場合、及び本新株予約権の全部または一部につき消却がなされた場合には、新株予約権の行使による調達額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権の発行及び行使による払込金額の総額 4,648,174,002 円から発行諸費用を控除した差引手取額 4,622,174,002 円の使用は、以下のとおり予定しております。

具体的な使途	金 額	支出予定時期
アールビー社から譲り受ける、同社が所有する本件 ISE パワー社株式に係る対価（注） 1.	10,500,000 円	平成 26 年 5 月 29 日
ISE パワー社に対する本件共同事業のための出資又は貸付けのための資金（注） 2.	4,611,674,002 円	平成 26 年 6 月から 平成 28 年 5 月までを 目処に投資案件の進 捗に応じて

（注） 1. 伊勢氏、リーテイル社、及びリーテイル社の子会社で秋元氏が代表取締役を務めるアールビー社（住所：東京都港区北青山二丁目 12 番 16 号）により再生可能エネルギーによる発電及び売電に関する事業を行う法人として平成 26 年 4 月に設立された ISE パワー社の発行済株式のうち、アールビー社の所有する 210 株を平成 26 年 5 月 29 日付で当社がアールビー社から買い取り（なお、ISE パワー社は設立後間もないため、当社は、アールビー社における ISE パワー社株式の出資金額（1 株当たり 5 万円）と同額で買い取る予定です。）、伊勢氏及びリーテイル社と共同で ISE パワー社の株主となり（同社に対する当社議決権所有割合は 35% となり、当社の持分法適用関連会社となる見込みです。）、ISE パワー社において共同で太陽光発電所事業を行います。

なお、伊勢氏が代表取締役会長兼社長を務めるイセ食品社並びに伊勢氏及びイセ食品社と資本関係及び人的関係のある会社（イセ食品グループ）は、太陽光発電設備を設置可能な用地を保有しており、リーテイル社は、本件事業に必要な、再生可能エネルギー発電設備の認定の通知を経済産業大臣より受けております（なお、認定日は用地毎に異なりますが、いずれの用地に係る認定日も平成 26 年 3 月 20 日から同月 31 日までの間のいずれかの日となっております。）。リーテイル社が経済産業大臣より通知を受けた上記認定は、いずれも、1 kWh 当たりの売電価格を 36 円として申請した用地に係るものであり、1 kWh 当たりの売電価格を 32 円とする用地につきましては、現状、申請中であります。なお、本業務資本提携契約に基づき、各用地について、各電力会社に対し売電に係る本申請を行う前又は行った後速やかに、リーテイル社は、上記各認定について、発電事業者名（発電事業者としての地位）を ISE パワー社に変更する旨の軽微変更届出書を、再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業大臣に対して提出し、その受理を受けることとなっております。なお、本業務資本提携契約の当事者間で別途合意した場合には、本件共同事業を、ISE パワー社の子会社又は孫会社に該当する特別目的会社により営む可能性があり、その場合には、発電事業者名（発電事業者としての地位）は、当該特別目的会社に変更する旨の軽微変更届出書を、再生可能エネルギー特別措置法に基づき経済産業大臣に対して提出し、その受理を受けることとなります。

なお、ISE パワー社の会社概要は、上記「I. 業務資本提携の概要 2. 業務資本提携の内容等 （3）相手先と共同で出資する会社の概要」に記載のとおりです。

2. 当社は、上記 1. による ISE パワー社株式の取得金額を行使した差引手取金額の残額(4,622,174,002 円)を ISE パワー社（なお、本業務資本提携契約の当事者間で別途合意した場合には、本件共同事業を、ISE パワー社の子会社又は孫会社に該当する特別目的会社により営む可能性もありますが、現時点では確定していないため、全て ISE パワー社において本件共同事業が行われることを前提として以下記載しております。）に対する出資（匿名組合出資又は増資の引受け）又は貸付けにより拠出します。ISE パワー社は、当該拠出された資金を、本件共同事業における太陽光発電所の建設のためイセ食品グループから借り受け又は地上権の設定を受ける土地（1 kWh 当たりの売電価格を 36 円として申請し、既に経済産業大臣より再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、各電力会社に対して売電に係る申請が完了している土地が 10 県 27 箇所、地積合計で 1,419,964 m²であり、これらの土地には、合計 76.5 メガワット相当の太陽光発電施設建設が見込まれます。また、1 kWh 当たりの売電価格を 32 円として経済産業大臣に対し上記認定を申請中の土地も 30 箇所あります。）の利用対価（賃料又は地上権設定に対する地代）、並びに太陽光発電所設備に関するモジュール・架台・電気設備、工事代金、電気設備、構築物及びその他経費等に充当する予定です。なお、現状の概算投資計画は下記のとおりとなっております。

ISE パワー社における右記資金の用途	ISE パワー社に対する当社の 出資又は貸付金額内訳（予定）
モジュール・架台・電気設備代金	約 3,200,000,000 円
工事代金	約 750,000,000 円
構築物及びその他経費（土地利用対価）等	約 640,000,000 円
合 計	4,611,674,002 円

(※) 1. 当社は、現段階では工事請負業者等との間で工事請負契約等を締結していないことから、上記表は現時点における当社による計画であり、これは ISE パワー社が借り受け又は地上権の設定を受ける土地の整地状況や太陽光発電所施設の設計計画等により変動する可能性があるものであって、現時点において各太陽光発電所設備に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期について決定したものではありません。

2. 当社では、ISE パワー社による太陽光発電所事業に係る総投資金額うち約 30%から 10%を自己資金（伊勢氏、リーテイル社、当社からの出資又は融資を含みます。以下、この※2において同じ。）として拠出し、約 70%から 90%（自己資金の割合により変わります。）を外部の金融機関等から借入により調達するものと見込んでおります。本新株予約権による調達額（ISE パワー社に対する当社の出資又は貸付金として拠出される金額）につき、ISE パワー社による太陽光発電所事業に係る総投資金額における自己資金を 30%、そのうちの 35%を本新株予約権で調達すると仮定した場合、当社による拠出額は約 46 億円、総投資金額は約 439 億円となり、135 メガワット相当の太陽光発電所事業を展開する見込みとなります。当社としての計画は、上記のとおりですが、現時点において ISE パワーと金融機関等との間で融資に係る金額等の具体的な条件を合意したのではなく、当社又は ISE パワー社として借入を決定したものではありません。また、ISE パワー社の太陽光発電所事業に係る総投資金額は、現時点における当社による計画であり、これは ISE パワー社が借り受け又は地上権の設定を受ける土地の整地状況や太陽光発電所施設の設計計画等により変動する可能性があるものであって、現時点において各太陽光発電所設備に係る具体的な内容、金額及び支出予定時期について決定したものではありません。

3. 当社が調達した資金は、支出まで銀行口座において管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「I. 業務資本提携の概要 1. 業務資本提携の理由」に記載のとおり、今後、更に本格的に本件事業に取り組み、収益事業として大きく拡大させることを念頭においております。かかる事業戦略の中において、当社が ISE パワー社に対して投資を行い、ISE パワー社を通じて本件事業を実施することにより、本件事業の更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることができ、ひいては当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものと考えております。

本資金調達により調達した資金は、全額が、このような ISE パワー社に対する投資のために使用されるものであることから、当社といたしましては、当該資金使途には合理性があると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、他社上場企業の第三者割当における評価実績をもとに、本新株予約権の発行要項及び本契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者評価機関である株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザー（代表取締役：小幡治、住所：住所：東京都港区元赤坂 1-6-2 安全ビル レジデンス 19 階）に依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定手法の決定に当たって、ブラック・ショールズ方程式や多項格子モデルといった他の価格算定手法との比較及び検討を実施したうえで、一定株数及び一定期間の制約の中で段階的な権利行使がなされること、並びに本発行要項及び割当先との間で締結する予定の本買取契約

に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定手法としてモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。

当該算定機関は、本新株予約権の諸条件、新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価 404 円/株、当社普通株式の価格の変動性（ボラティリティ）64.0%（3ヶ月）、54.0%（6ヶ月）、55.1%（1年）、69.9%（2年）、満期までの期間2年、配当利回り0%、無リスク利率0.05%（3ヶ月）、0.04%（6ヶ月）、0.07%（1年）、0.08%（2年）、発行会社の行動、割当予定先の行動（当社株価が権利行使価格を上回っている場合に随時権利行使を行い、取得した株式を1日当たりの平均売買出来高の約5%で売却すること）を考慮して、モンテカルロ・シミュレーションによって、本新株予約権の評価を実施しました。なお、当社に付された取得条項は、発行要項上いつでも行使することが可能な権利とされており、当社は、株価が一定程度上昇した場合、残存する本新株予約権を全部取得するものと想定しており、当該評価においてはその水準を発行決議時株価の150%以上となった場合と設定しております。

本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられている数値計算手法を用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、発行価額が算定結果である評価額を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を金7,918円といたしました。当該払込金額は、当該評価額を下回らない範囲で、割当予定先との間での協議を経て決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成26年5月7日）から過去1ヶ月の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均額である313.84円を切り上げた314円としました。なお、当初、当社は、当社株価が平成26年4月4日から28日まで約300円前後で安定していたことから、割当予定先との間において、本新株予約権の取締役会決議日の直前取引日（平成26年5月7日）の終値を基準に行使価額を定める旨を協議していたところ、当社株価が同年4月30日から5月7日までの4取引日で404円まで急騰したことから、当該直前取引日のみの当社株価により行使価額を定めることは適切ではないこと、割当予定先においても急騰した株価を前提に行使価額を定めるべきではないとの意見も述べられたことから、割当予定先と協議のうえ、上記のとおり当該直前取引日から過去1ヶ月を遡った平均値を切り上げた額を行使価額とすることといたしました。

参考までに当該行使価額は、本第三者割当に係る取締役会決議日の直前取引日を基準とした過去6ヶ月間の当社普通株式の終値の平均株価250円に対し、25.60%のプレミアム、過去3ヶ月間の平均株価261円に対し、20.31%のプレミアム、直前取引日である平成26年5月7日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値404円に対し、22.28%のディスカウントとなっております。

出席監査役の上野弘行及び長濱隆からも、本新株予約権1個あたりの払込金額は、上記第三者評価機関による本新株予約権の評価額と同額であり、これを前提とすれば、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利でなく、有利発行には該当しない旨の意見をいただいております。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する当社の普通株式の数14,439,000株に係る議決権数は14,439個となり、平成26年3月31日現在の当社普通株式の発行済株式の総数である41,259,000株に対して35.00%、発行済株式総数に係る議決権数（平成26年3月31日における自己株式613,122株及び単元未満株1,878株に係る議決権を控除した議決権総数40,644個）に対して35.53%の希薄化が生じます。

しかしながら、伊勢氏及び秋元氏は、本件共同事業の進捗状況に応じて本新株予約権を行使して頂ける見込みであることから、株式の発行と比べて、既存株主の持株比率が一時に希薄化するという影響を低減することができると考えており、また、上記「I. 業務資本提携の概要 1. 業務資本提携の理由」に記載のとおり、本資金調達により調達した資金は、ISEパワー社の株式取得に係る対価及びISEパワー社に対する投資に必要な資金に充当する予定であり、これにより当社の太陽光発電所事業を更に推進することにより、太陽光発電所事業の更なる事業規模の拡大と企業価値向上を図ることができ、ひいては当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものと考えております。

かかる事情に鑑みれば、本資金調達における当社の普通株式の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると考えております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

割当予定先である伊勢氏及び秋元氏の概要は、「Ⅰ. 業務資本提携の概要 3. 本業務資本提携の相手先の概要」に記載のとおりです。

なお、本新株予約権の割当予定先につきましては、反社会的勢力の関与等のリスクを排除し、割当予定先としての適切性を担保することにより、コンプライアンスの遵守及び企業の社会的責任を果たすことを目的として、当社から第三者の信用調査機関へ調査を依頼しました。伊勢氏及び秋元氏につきましては、株式会社 JP リサーチ&コンサルティング（代表取締役：古野啓介、住所：東京都港区虎ノ門3-7-12 虎ノ門アネックス6階）による調査を行い、当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても反社会的勢力との関わりを示す情報ではなく、反社会的勢力との関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を受領しております。

また、当社としましても、調査報告書受領後、各割当予定先から、当該各割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等について、反社会的勢力と関わりはないとの回答を得るとともに確認書を受領し、確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

上記「Ⅰ. 業務資本提携の概要 1. 業務資本提携の理由」に記載のとおりです。

(3) 割当予定先の保有方針

伊勢氏及び秋元氏につきましては、上記「Ⅰ. 業務資本提携の概要」に記載のとおり、当社と業務資本提携関係を有することになることから、基本的には中長期の保有目的を前提とする旨の表明をしておりますが、本新株予約権の行使価額が個人としては多額であることから、権利行使後の株式の一部を売却していく可能性がある旨の説明を、口頭にて受けております。

また、当社は、伊勢氏及び秋元氏より本新株予約権を行使して取得した新株式につき、原則として、担保設定や貸株契約をしないことを口頭にて確認しております。

(4) 割当予定先の払込に要する財産の存在について確認した内容

① 伊勢氏

伊勢氏からは、本新株予約権の割当てに係る払込金額は、同氏の手元資金から充当する旨を伺っております。当社は、伊勢氏名義の銀行口座の定期預金通帳の写しを取得し、平成26年3月末日時点での残高を確認いたしました。

また、伊勢氏からは、手許資金が不足する場合には、伊勢氏と ISE 555 BROADWAY, LLC（以下「ISE 555 社」といいます。住所は1 COLUMBUS CTR STE 400 VIRGINIA BEACH VA 23462-6759 であり、伊勢氏の出資する会社が ISE 555 社の発行済株式総数を保有し、かつ伊勢氏が ISE 555 社のダイレクターを務めております。）との間の貸付けに係る ISE 555 社名による4千万ドルの融資証明書（Certificate of Financing）（融資条件は未定であります。）を確認し、更に、ISE 555 社の銀行口座の預金通帳の写しを取得した結果、平成26年3月末日時点での当該銀行口座の残高は、伊勢氏に割当予定の本新株予約権に係る払込金額及び行使価額の総額を上回る額であることを確認いたしました。

従って、当社は伊勢氏について、本新株予約権の行使に係る払込みにも問題はないと認識しております。

② 秋元氏

秋元氏及び秋元氏が代表取締役を務めるリーテイル社との間の貸付けに係るリーテイル社名による融資証明書（融資条件は未定であります。）を確認し、更にリーテイル社の資金の確認のために、リーテイル社の銀行口座の預金通帳の写し、リーテイル社の金融機関からの借入れに関する証憑資料、リーテイル社保有の日本の株式市場上場株式の明細表を取得した結果、リーテイル社が保有する現預金額及び本新株予約権の行使時点においても換金が容易な資産であると判断される上場株式の市場価格の合計額が、本新株予約権の払込金額及びその行使価額を上回る額であることを確認いたしました。

従って、当社は秋元氏について、本新株予約権の行使に係る払込みにも問題はないと認識しております。

上記のとおり、各割当予定先の払込みに要する資金等の状況について確認しており、各割当予定先ともに払込みに要する資金等を保有又は調達方法を確保していることから、当社として、本第三者割当による本新株予約権の払込みに確実性があると判断しております。

- (5) その他の重要な合意事項
該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成 26 年 3 月 31 日現在）		募集後（全ての本新株予約権行使後）	
シービーエスジーバンクジュリアスベアシンガポールブランチ	10.45%	伊勢 彦信	22.22%
ユービーエスエージーシンガポール	9.09%	シービーエスジーバンクジュリアスベアシンガポールブランチ	7.74%
ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカount 69250601	7.32%	ユービーエスエージーシンガポール	6.73%
ダイワキャピタルマーケッツシンガポール リミテッド	7.29%	ミズホ セキュリティーズ アジア リミテッド クライアント アカount 69250601	5.42%
日本証券金融株式会社	5.38%	ダイワキャピタルマーケッツシンガポール リミテッド	5.40%
島貫 宏昌	4.60%	日本証券金融株式会社	3.98%
イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカount クライアント	3.43%	秋元 之浩	3.70%
オーシービーシー セキュリティーズ プライベート リミテッド クライアント アカount	2.91%	島貫 宏昌	3.41%
有限会社佐藤総合企画	2.64%	イーエフジー バンク アーゲー ホンコン アカount クライアント	2.54%
久保田 定	2.52%	オーシービーシー セキュリティーズ プライベート リミテッド クライアント アカount	2.15%

- (注) 1. 平成 26 年 3 月 31 日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び割当後の発行済株式総数に対する所有株式数の割合は、平成 26 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（41,259,000 株）に、本第三者割当による新株予約権が全数行使されることを前提として新株式発行により増加する株式数（14,439,000 株）を加えて算出した数値です。
3. Marilyn Tang 氏から平成 25 年 11 月 6 日付で関東財務局へ大量保有報告書（変更報告書）が提出されており、次のとおり当社の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質的な所有者数の確認ができないため、上記大株主の状況は平成 26 年 3 月 31 日末現在の株主名簿に基づき記載しております。また、当社は、同氏が関東財務局に提出した大量保有報告書（変更報告書）の記載に基づき、同氏が主要株主に該当するとして平成 25 年 2 月 7 日付で臨時報告書（主要株主の異動）を提出しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
Marilyn Tang	シンガポール国	2,369	17.64

8. 今後の見通し

本第三者割当による平成 27 年 3 月期の連結業績に与える影響は精査中でありますので、当期の業績予想に開示すべき変動がある場合には、速やかにお知らせいたします。

9. 企業行動規範上の手続きについて

資金調達の方法として、第三者割当のほか、公募、株主割当てという方法もありますが、上記「I. 業務資本提携の概要 1. 業務資本提携の理由」に記載のとおり、割当予定先との間で本業務資本提携契約を締結し、これに基づき第三者割当を行うことにより、本件共同事業を行う各当事者間の業務資本提携関係を強固なものとし、当社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものと考えられることから、第三者割当の方法によって本新株予約権の発行を行うことが適切であると判断し、選択いたしました。

本第三者割当により発行される本新株予約権が全て行使された場合、当社株式は 25%以上の大幅な希薄化が生じることになることから（上記「5. 発行条件等の合理性（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」参照）、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に規定される、経営者から一定程度の独立した者による当該第三者割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手又は株主の意思確認手続きを要することになります。

そこで、当社は、当社の経営から一定程度独立したものとして、資金調達の必要性及び相当性について意見を諮問すべく、当社社外取締役である日下成人氏及び社外監査役であり独立役員である長濱隆氏の 2 名（以下「社外役員ら」といいます。）から、本資金調達の必要性和相当性について意見を以下のとおり頂きました（以下文章中、貴社とは当社のことであり、貴社グループとは当社グループのことであります。）。

以下の①から⑥までに掲げる理由により、第三者割当による本新株予約権の発行は、貴社グループの安定した収益確保及び中長期的な株主価値の向上に資するものであり、必要性及び相当性が認められるものと考えられる。

- ① 貴社は、本新株予約権の発行により資金を調達し、ISE パワー社に対して本業務資本提携契約に基づき当該調達資金により資金拠出を行うことにより、業務提携先と共同で各当事者の経験・知識・資産（貴社グループの太陽光発電所事業に係る経験・知識、伊勢氏の資金及び同氏が代表取締役会長を務めるイセ食品社等が保有する太陽光発電設備の設置に適した土地、並びに秋元氏の資金及び同氏が代表取締役社長を務めるリーテイル社が受けている、太陽光発電所事業に必要な再生可能エネルギー特別措置法に基づく届出など）を活用して ISE パワー社を通じた太陽光発電所事業（以下「本件共同事業」という。）を実施することが可能となると思料される。また、本件共同事業は、共同投資という形態をとることにより、貴社単独で投資する場合に比べて投資額を抑制しつつ収益向上の機会を得ることが企図されている。このように、本新株予約権の発行は、本件共同事業を実施するために必要と判断される資金調達のために行われるものであり、資金使途として合理的であると判断される。
- ② 本件共同事業においては、その進捗に応じて段階的な ISE パワー社への資金拠出が必要になるところ、本新株予約権の発行及び行使による資金調達を行うことにより、貴社は、かかる段階的な資金拠出に対応した資金調達を行うことが可能となると判断される。また、本新株予約権の発行及び行使により調達されるのと同額の資金を全て新株式の発行により実施する場合に比べて、一時的な発行済株式数の増加を抑制しつつ資金調達を可能とするものであり、既存株式の希薄化にも配慮した資金調達方法であると判断される。
- ③ 新株予約権による資金調達は、一般には、その行使が新株予約権者の判断に委ねられることから資金調達方法として不確実性があるものの、本新株予約権については、本業務資本提携契約書に伊勢氏及び秋元氏の役割として本新株予約権の引受け及び払込みを行うこと、及び、本件共同事業の進捗上、必要となる資金額につき本新株予約権の行使を行うことが規定されていることから、本業務資本提携契約書の定めに従い、本件共同事業の進捗により本新株予約権の行使が見込まれ、当該行使により資

金調達を行うことが可能であると判断される。

- ④ 本新株予約権 1 個あたりの払込金額は、株式会社ヴァーリック・インベストメント・アドバイザリーの本新株予約権の価値算定書における評価額と同額であり、これを前提とすれば、本新株予約権 1 個あたりの払込金額は、会社法第 238 条第 3 項第 2 号に規定される「特に有利な金額」には該当しないと判断される。
- ⑤ 本新株予約権が割り当てられる伊勢氏及び秋元氏は、本業務資本提携契約に基づく業務提携先であり、両名に反社会的勢力等との関わりが無いことの確認を行った上で、その保有方針を確認し、本新株予約権の払込金額及び行使価額についての資金手当の現実性を踏まえて割当予定先とされたものであり、両名を割当予定先とすることは合理的であると判断される。
- ⑥ 本新株予約権の発行により調達される資金は、全額が本件共同事業に充当されるものであることから、一般投資家からの公募や株主割当てではなく、業務提携先である伊勢氏及び秋元氏を割当予定先として両名から調達することが合理的であり、また、多数の者の参入により太陽光発電に関する競争環境が厳しくなる中で太陽光発電設備の設置に適した用地を確保して早期に本件共同事業を開始するためには、発行までの期間をできるだけ短縮する必要があることも考えると、本新株予約権の発行を、時価発行による第三者割当により行うことは、合理的であると判断される。

以上の経緯を経て、当社取締役会は、社外役員らから提出された意見を踏まえ、審議を行い、本第三者割当を行うことを決議いたしました。

10. 最近 3 年間の業績及びエクイティ・ファイナンス等の状況

(1) 最近 3 年間の業績（連結）

（単位：百万円）

	平成 23 年 3 月期	平成 24 年 3 月期	平成 25 年 3 月期
売 上 高	2,639	3,106	3,671
営 業 利 益	△286	△29	373
経 常 利 益	△284	△23	374
当 期 純 利 益	△351	△37	339
1 株当たり当期純利益（円）	△53.45	△5.63	47.17
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産（円）	121.65	115.83	162.85

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 26 年 5 月 8 日現在）

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	41,259,000 株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額） に お ける 潜 在 株 式 数	612,000 株	1.48%
下限値の転換価額（行使価額） に お ける 潜 在 株 式 数	—	—
上限値の転換価額（行使価額） に お ける 潜 在 株 式 数	—	—

（注）上記潜在株式数は全てストック・オプションによるものです。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	127 円	136 円	550 円
高 値	273 円	662 円	1,000 円
安 値	117 円	89 円	528 円
終 値	139 円	550 円	(注) 253 円

(注) 平成26年1月24日開催の取締役会において、平成26年2月26日付けで1株につき3株の割合をもって分割する決議を行っております。

② 最近6カ月の状況

	平成25年11月	平成25年12月	平成26年1月	平成26年2月	平成26年3月	平成26年4月
始 値	775 円	767 円	680 円	643 円	201 円	251 円
高 値	801 円	767 円	777 円	(注) 249 円	259 円	334 円
安 値	746 円	592 円	640 円	590 円	199 円	251 円
終 値	768 円	705 円	673 円	(注) 208 円	253 円	317 円

(注) 平成26年1月24日開催の取締役会において、平成26年2月26日付けで1株につき3株の割合をもって分割する決議を行っております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成26年5月7日
始 値	364 円
高 値	408 円
安 値	363 円
終 値	404 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払 込 期 日	平成 25 年 1 月 30 日 (水)																								
調 達 資 金 の 額	277,680,000 円 内 146,120,000 円は、現物出資 (デット・エクイティ・スワップ) の払込み方法によるものであります。																								
払 込 金 額	1 株につき 金 130 円																								
募集時における発行済株式数	6,774,000 株																								
当該募集による発行株式数	2,136,000 株																								
募集後における発行済株式数	第三者割当の方法による。 <table> <tr><td>Marilyn Tang</td><td>769,000 株</td></tr> <tr><td>島貫 宏昌</td><td>307,000 株</td></tr> <tr><td>新井 紀之</td><td>169,000 株</td></tr> <tr><td>久保田 定</td><td>153,000 株</td></tr> <tr><td>藤島 好治</td><td>153,000 株</td></tr> <tr><td>小泉 洋子</td><td>153,000 株</td></tr> <tr><td>PERMAN YADI</td><td>90,000 株</td></tr> <tr><td>大武 浩幸</td><td>76,000 株</td></tr> <tr><td>安井 健一</td><td>76,000 株</td></tr> <tr><td>一言 伊左夫</td><td>76,000 株</td></tr> <tr><td>田邊 俊</td><td>76,000 株</td></tr> <tr><td>新井 正敏</td><td>38,000 株</td></tr> </table>	Marilyn Tang	769,000 株	島貫 宏昌	307,000 株	新井 紀之	169,000 株	久保田 定	153,000 株	藤島 好治	153,000 株	小泉 洋子	153,000 株	PERMAN YADI	90,000 株	大武 浩幸	76,000 株	安井 健一	76,000 株	一言 伊左夫	76,000 株	田邊 俊	76,000 株	新井 正敏	38,000 株
Marilyn Tang	769,000 株																								
島貫 宏昌	307,000 株																								
新井 紀之	169,000 株																								
久保田 定	153,000 株																								
藤島 好治	153,000 株																								
小泉 洋子	153,000 株																								
PERMAN YADI	90,000 株																								
大武 浩幸	76,000 株																								
安井 健一	76,000 株																								
一言 伊左夫	76,000 株																								
田邊 俊	76,000 株																								
新井 正敏	38,000 株																								
割 当 先	Marilyn Tang が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円 (同人に対する割当株式数 769,000 株のうち 153,000 株相当分)。なお、同人に対する割当株式数 769,000 株のうち 616,000 株については、金銭により出資されます。 島貫宏昌が当社に対して有する金銭債権の元本額 40,000,000 円のうち 39,910,000 円 (同人に対する割当株式数の全て) 新井紀之が当社に対して有する金銭債権の元本額 17,000,000 円のうち 16,900,000 円 (同人に対する割当株式数 169,000 株のうち 130,000 株相当分)。なお、同人に対する割当株式数 169,000 株のうち 39,000 株については、金銭により出資されます。 久保田定が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円 (同人に対する割当株式数の全て) 藤島好治が当社に対して有する金銭債権の元本額 20,000,000 円のうち 19,890,000 円 (同人に対する割当株式数の全て) 大武浩幸が当社に対して有する金銭債権の元本額 10,000,000 円のうち 9,880,000 円 (同人に対する割当株式数の全て) 安井健一が当社に対して有する金銭債権の元本額 10,000,000 円のうち 9,880,000 円 (同人に対する割当株式数の全て) 一言伊左夫が当社に対して有する金銭債権の元本額 9,999,160 円のうち 9,880,000 円 (同人に対する割当株式数の全て)																								
発行時における当初の資金用途	太陽光発電所事業 (山口県下関市でのメガソーラー発電所) の投資資金																								
発行時における支出予定時期	平成 25 年 1 月から平成 25 年 3 月まで																								

現時点における充当状況	当初の資金使途とおり、全額を投資しております。
-------------	-------------------------

・第三者割当による第4回新株予約権の発行

割当日	平成25年1月30日（水）
新株予約権の総数	4,843 個（新株予約権 1 個当たり 1,000 株）
発行価額	新株予約権 1 個当たり 9,000 円
募集時における発行済株式数	6,774,000 株
当該発行による潜在株式数	4,843,000 株
調達資金の額	770,037,000 円（差引手取概算額：756,037,000 円） （内訳） 新株予約権の発行による調達額： 43,587,000 円 新株予約権の行使による調達額： 726,450,000 円
行使価額	1 株あたり 150 円
募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法による。 Marilyn Tang 2,000 個 PERMAN YADI 2,000 個 島貫 宏昌 266 個 久保田 定 133 個 藤島 好治 133 個 新井 紀之 113 個 大武 浩幸 66 個 安井 健一 66 個 一言 伊左夫 66 個
現時点における行使状況	現状、全て権利行使済みです。
現時点における調達した資金の額	770,037,000 円（差引手取概算額：756,037,000 円） （内訳） 新株予約権の発行による調達額： 43,587,000 円 新株予約権の行使による調達額： 726,450,000 円
発行時における当初の資金使途	太陽光発電所事業（山口県下関市及び長崎県五島市でのメガソーラー発電所）の投資資金（注）
現時点における充当状況	太陽光発電所事業（山口県下関市でのメガソーラー発電所）へは全額の投資が完了しております。 太陽光発電所事業（長崎県五島市でのメガソーラー発電所）の投資につきましては、現在建設準備中であり、投資予定です。

（注）平成25年6月5日付「第三者割当により発行された新株予約権の行使に係る資金使途の変更に関するお知らせ」にて公表いたしましたように、長崎県五島市浜町のメガソーラー発電所への投資を長崎県五島市吉久木町のメガソーラー発電所への投資へ変更しております。支出予定時期につきましては、当初と変更はなく、投資資金として平成27年1月までに支出予定であります。

以上

(別紙1)

株式会社多摩川ホールディングス
第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社多摩川ホールディングス（以下「当社」という。）第5回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 114,328,002 円
3. 申込期日 平成 26 年 5 月 29 日
4. 割当日及び払込期日 平成 26 年 5 月 29 日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。

伊勢 彦信	12,377 個
秋元 之浩	2,062 個
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式 14,439,000 株とする（本新株予約権 1 個あたりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は、当社普通株式 1,000 株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第 9 項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。
なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 14,439 個
8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 7,918 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、314円とする。但し、行使価額は第10項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する（以下、調整された後の行使価額を「調整後行使価額」、調整される前の行使価額を「調整前行使価額」という。）。

$$\begin{array}{rcccl} \text{調整後} & & \text{調整前} & & \\ \text{行使価額} & = & \text{行使価額} & \times & \text{株式数} \\ & & & + & \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}} \\ & & & & \hline & & & & \text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数} \end{array}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ②当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当のための基準日（無償割当のための基準日がない場合には当該割当の効力発生日とする）の翌日以降これを適用する。

- ③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行（無償割当の場合を含む。）する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行（無償割当の場合を含む。）する場合（但し、当社取締役会の決議に基づく当社取締役及び当社従業員並びに当社子会社の取締役、従業員及び社外協力者に対するストックオプションとしての新株予約権を発行する場合を除く。）。

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利の全てが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約

権付社債に付されたものを含む。)の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を算出する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除した数とする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ①株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成26年5月29日から平成28年5月28日までとする。なお、行使期間最終日が営業日でない場合はその前営業日を最終日とする。但し、以下の期間については、行使請求をすることができないものとする。

- ① 当社普通株式に係る株主確定日(株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。)の3営業日(振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。)前の日から株主確定日までの期間
- ② 振替機関が本新株予約権の行使の停止が必要であると認めた日
- ③ 第14項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間(当該期間は1か月を超えないものとする。)その他必

要事項を当該期間の開始日の 1 か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 取得条項

当社は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第 273 条第 2 項（残存する本新株予約権の一部を取得する場合は、同法 273 条第 2 項及び第 274 条第 3 項）の規定に従って、当取締役会が定める取得日の 2 週間前までに通知又は公告を行った上で、当該取得日に本新株予約権の払込金額相当額を支払うことにより、残存する本新株予約権の一部又は全部を取得することができる。

14. 組織再編行為による新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割継承会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。

調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的である株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、行使の条件、取得条項、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券の不発行並びに当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

第 11 項ないし第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社の普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 131 条第 3 項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第 11 項に定める行使期間中に第 20 項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第 130 条第 1 項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

株式会社多摩川ホールディングス 経営管理部

21. 払込取扱場所

株式会社りそな銀行 新都心営業部

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じることができる。

- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力の発生を条件とする。

以 上